

四半期レビュー基準 新旧対照表

項目	改 訂 案	現 行
<p>第三 報告基準</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期レビュー報告書の記載</p> <p style="padding-left: 2em;">監査人は、四半期レビュー報告書において、<u>四半期レビューの対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の結論を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。</u>ただし、結論を表明しない場合には、その旨を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>4 結論の表明と追記情報との区別</p> <p style="padding-left: 2em;">監査人は、<u>四半期財務諸表の記載において強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を四半期レビュー報告書において情報として追記する場合には、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</u></p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 四半期レビュー報告書の記載</p> <p style="padding-left: 2em;">監査人は、四半期レビュー報告書において、<u>四半期レビューの対象、実施した四半期レビューの概要及び結論を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。</u>ただし、結論を表明しない場合には、その旨を四半期レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>4 結論の表明と追記情報との区別</p> <p style="padding-left: 2em;">監査人は、<u>四半期財務諸表において適正に表示していないと信じさせる事項が認められないと判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び四半期財務諸表の記載について強調する必要がある事項を四半期レビュー報告</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p>5 無限定の結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論(この場合の結論を「無限定の結論」という)を表明しなければならない。この場合には、四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1)四半期レビューの対象</p> <p>四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲</p>	<p>書において情報として追記する場合には、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>5 無限定の結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論(この場合の結論を「無限定の結論」という)を表明しなければならない。この場合には、四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1)四半期レビューの対象</p> <p>四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は<u>独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>(2)経営者の責任</u> <u>四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</u></p> <p><u>(3)監査人の責任</u> <u>監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること</u> <u>一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、それらの手続の選択及び適用は監査人の判断によるが、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、四半期レビューの結果として入手した証拠が結論表明の基礎を与えるものであること</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(2)実施した四半期レビューの概要</u> <u>一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなること</u></p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>(4)監査人の結論</u></p> <p>経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと</p> <p>6 結論に関する除外</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、<u>無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの</u>、その影響が四半期財務諸表の全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、別に区分を設けて、修正すべき事項及び可能であ</p>	<p><u>(3)四半期財務諸表に対する結論</u></p> <p>経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったこと</p> <p>6 結論に関する除外</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、<u>無限定の結論を表明することができない場合において</u>、その影響が四半期財務諸表の全体に対して否定的結論を表明するほど重要でないとは判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明し、修正すべき事項及び可能であれば当該事項が四半期財務諸</p>

項目	改訂案	現行
	<p>れば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、<u>その影響が四半期財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、別に区分を設けて、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>8 四半期レビュー範囲の制約</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどでは</p>	<p>表に与える影響を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、<u>その影響により四半期財務諸表が全体として虚偽の表示に当たると判断したときには、否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>8 四半期レビュー範囲の制約</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要で</p>

項目	改訂案	現行
	<p><u>ないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>9 結論の不表明</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表<u>全体</u>に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 追記情報</p>	<p><u>ないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、実施した四半期レビューの概要において、実施できなかった四半期レビュー手続を記載し、四半期財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>9 結論の不表明</p> <p>監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 追記情報</p>

項目	改訂案	現行
	<p>監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、四半期レビュー報告書に<u>それらを区分した上で</u>、情報として追記するものとする。</p> <p>(1)正当な理由による会計方針の変更 (2)重要な偶発事象 (3)重要な後発事象 (4)監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>	<p>監査人は、次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、四半期レビュー報告書に情報として追記するものとする。</p> <p>(1)正当な理由による会計方針の変更 (2)重要な偶発事象 (3)重要な後発事象 (4)監査人が結論を表明した四半期財務諸表を含む開示書類における当該四半期財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p>